5　第一項に規定する法人又は第三項に規定する中小企業者等の平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における第一項又は第三項の規定の適用については、これらの規定中「の百分の二十五に相当する」とあるのは「の百分の二十五に相当する金額に、当該調整前法人税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該二を乗じて計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」とする。

第四十二条の四第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する法人の平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における同項の規定の適用については、同項第一号中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。

第四十二条の五第一項中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十五号」に、「電気事業の用」を「発電事業者に該当する法人のうち、同項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者若しくは同項第十三号に規定する特定送配電事業者のいずれかに該当するもの又は大規模な発電を行うものとして財務省令で定めるものが発電の用」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「同条第六項第二号」を「同条第八項第二号」に改め、同条第五項中「次条第七項」を「次条第五項」に、「及び第四十二条の十二の三第五項」を「、第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項」に改め、同条第九項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第十項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改め、同条第十一項中「と」とあるのは「と」を「」と」とあるのは「」と」に、「第百四十四条の四第一項第三号中「。）の規定」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、「。）の規定」とあるのは「前節並びに租税特別措置法第四十二条の四第二項及び第三項の規定」と、「に改める。

第四十二条の六第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「及び第三項」を削り、「以下この条において「供用年度」を「次項及び第九項において「供用年度」に、「。第三項」を「。次項」に改め、同項第一号中「、器具及び備品」及び「事務処理の能率化」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「及び次項」を削り、「前二項」を「前項」に、「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に、「第六項まで」を「第四項まで」に改め、「（以下この項」の下に「及び第四項」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項又は」を削り、「控除される金額」の下に「又は第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第二項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額」を加え、「当該金額」を「これらの金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「おける第三項又は第四項に規定する」を「おける」に、「第六十八条の十一第三項又は第四項」を「第六十八条の十一第二項」に、「、第三項又は第四項」を「、第二項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第二項」に、「同条第五項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「第六十八条の十一第二項又は第三項」に、「及び第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「及び第二項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「及び第二項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第三項及び第四項」を「第二項」に、「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「これら」を「同項」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第五項の」を「第三項の」に、「第六項」を「第四項」に、「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十一第二項」に、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第三項」に、「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第三項から第五項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」を「又は租税特別措置法第四十二条の六第二項若しくは第三項」に、「この款及び租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」を「この款並びに租税特別措置法第四十二条の六第二項及び第三項」に、「同条第三項から第五項まで」を「同条第二項及び第三項」に、「第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」を「第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の六第二項及び第三項」に、「）及び租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」を「（租税特別措置法第四十二条の六第二項又は第三項」に、「第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」を「第百四十四条の四第一項第三号中「。）の規定」とあるのは「。）並びに租税特別措置法第四十二条の六第二項及び第三項」に、「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第二項から第五項まで」を「。）の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の六第三項の規定」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第四十二条の六第二項及び第三項の規定」とする」を「並びに租税特別措置法第四十二条の六第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第七項の」を「第五項の」に、「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第八項から第十二項まで」を「第六項から第十項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第四十二条の九第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「この条において「供用年度」を「この項及び第六項において「供用年度」に、「第四十二条の六第七項及び第四十二条の十二の三第五項」を「第四十二条の六第五項、第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項」に改め、同条第五項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる工業用機械等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第六項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改め、同条第七項中「と、」とあるのは「」と」に、「第百四十四条の四第一項第三号中「。）の規定」とあるのは「及び」を「第百四十四条の四第一項第三号中「。）及び」に、「前節及び租税特別措置法第四十二条の九の規定」と、」を「。）の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の九の規定」と、」に改める。

第四十二条の十第二項中「第四十二条の四第六項第六号」を「第四十二条の四第六項第二号」に、「同条第六項第六号」を「同条第八項第九号」に改め、同条第六項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第七項中「と」